

# ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）及び\_\_\_\_\_（以下「身元引受人」という。）と、社会福祉法人 慈光会（以下「乙」という。）は、乙が運営するユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「本事業所」という。）のユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護サービス利用に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1条（契約の目的）

乙は、要支援または要介護状態と認定された甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、ユニット型（介護予防）短期入所生活介護を提供し、一方、甲及び身元引受人は、乙に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

## 第2条（適用期間）

- 1 本契約は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで効力を有します。但し、左記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。また、甲の身元引受人に変更があった場合は、新たに契約することとします。
- 2 甲は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行われない限り、本契約締結をもって、繰り返し本施設を利用することができるものとします。また、甲からの更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとします。
- 3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書で甲及び身元引受人の同意を得るものとします。
- 4 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

## 第3条（身元引受人）

- 1 甲は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、甲が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
  - ①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ②弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額15万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ②利用の解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めるできます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

## 第4条（甲からの解除）

甲及び身元引受人は、乙に対し、退所の意思表明をすることにより、甲の居宅サービス（介護予防サービス）にかかわらず、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。なおこの場合、甲及び身元引受人は速やかに乙及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

## 第5条（乙からの解除）

乙は、甲及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。

①甲が要介護認定において自立と認定された場合

②甲の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

③甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、本事業所での適切なユニット型（介護予防）短期入所生活介護の提供を超えると判断された場合

④甲及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

⑤甲が、本事業所及び本事業所の職員又は他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為及び各ハラスメント行為が確認された場合

⑥甲が、故意又は重大な過失により本事業所及び、本事業所の職員又は他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、本事業所を利用させることができない場合

⑧第3条4項の規定に基づき、乙が新たな身元引受人を立てるのを求めるにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

#### 第6条（利用料金）

- 1 甲及び身元引受人は、連帯して、乙に対し、本契約に基づくユニット型（介護予防）短期入所生活介護の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計金額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 乙は、甲及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。甲及び身元引受人は連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 乙は、甲または身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、甲又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。領収書には、本事業所が提供したサービスごとに、介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

#### 第7条（記録）

- 1 乙は、甲のユニット型（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 乙は、甲が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 乙は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、甲が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他甲の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、乙が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 乙は、甲及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、甲の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、甲の利益に反するおそれがあると乙が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### 第8条（身体の拘束等）

乙は、原則として甲に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身元引受人に対し文書による同意を求め身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、本事業所の医師がその様態及び時間、その際の甲の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療記録に記載します。

#### 第9条（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 1 乙及び本事業所の職員は、業務上知り得た甲及び、甲の家族又は身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 乙は、本事業所の職員が退職後、就業中に業務上知り得た甲及び、甲の家族または身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことないように配慮します。
- 3 乙が、居宅介護支援事業所等の必要な機関（介護保険施設又は医療機関）に甲に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により甲の同意を得ます。

#### 第10条（緊急時の対応）

- 1 乙は、甲に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 乙は、甲に対し、本事業所におけるユニット型（介護予防）短期入所生活介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、利用中に甲の心身の状態が急変した場合、乙は、甲及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 第11条（事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、乙は、甲に対し必要な措置を講じます。
- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、乙は甲の家族等、甲または身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### 第12条（要望または苦情等の申出）

- 1 甲又は身元引受人、及び家族は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、記録を行い、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に報告します。但し、当該申し立ての内容が次の各号に掲げる場合にはその限りではありません。
  - ①本事業所のケアの総量を遙かに超える要求である場合
  - ②事業内容に対する嫌がらせ、攻撃、恐喝に近い脅かしの場合
  - ③本事業所が要求の根拠が正当でないと判断した場合
- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

#### 第13条（賠償責任）

- 1 乙は、サービス提供に当たって故意又は過失により、甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、甲に故意又は過失が認められ、かつ甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 2 乙は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。
  - ①甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - ②甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - ③甲の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - ④甲が、乙及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- 3 甲の責に帰すべき事由によって、乙が損害を被った場合、甲及び身元引受人は、連帶して、乙に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 第14条（契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、甲または身元引受人と乙が誠意をもって協議して定めることとします。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者甲

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

身元引受人

住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： \_\_\_\_\_)

身元引受人

住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： \_\_\_\_\_)

事業所名

住 所 熊本県上益城郡益城町安永1080番地  
名 称 ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所  
(事業所番号) 4372801714

事業者乙

住 所 熊本県上益城郡益城町安永1080番地  
氏 名 社会福祉法人 慈光会

代表者 理事長 永田啓朗 印

# ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書 (令和7年4月1日現在)

## 1 法人の概要

事業者の名称	社会福祉法人 慈光会
代表者名	理事長 永田 啓朗
所在地・連絡先	所在地 熊本県上益城郡益城町安永 1080 番地 Tel096-286-4192 FAX096-286-6946
設立年月日	昭和47年11月26日

## 2 事業所の概要

事業所の名称	ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所
所在地・連絡先	所在地 熊本県上益城郡益城町安永 1080 番地 Tel096-286-4192 FAX096-286-6946
建物の構造	鉄筋コンクリート造一部2階建て
建物の延面積	3,891.23 m <sup>2</sup> (特養多床室部分 1,019.89 m <sup>2</sup> +特養共用部分 2,871.34 m <sup>2</sup> )
開設年月日	平成24年11月15日
事業所番号	4372801714
管理者の氏名	永田 恒子

## 3 目的・運営方針

### 1. 事業の目的

指定ユニット型（介護予防）短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（以下、利用者という。）の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連續したものになるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### 2. 運営の方針

- (1)利用者が要介護及び要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮した援助を行います。
- (2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- (3)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類や特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に援助を行います。
- (4)居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- (5)サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- (6)事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4 従業者の職務内容・員数・勤務時間

### 1. 職務内容

職種	職務内容
管理者	従事者の管理、利用申込みにかかる調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。又、従事者に関係法令の規定遵守を遵守させるため指揮命令を行います。

医師	利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
看護・介護職員	日常生活上の健康管理、衛生管理及び介護サービス業務を行います。
生活相談員	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
機能訓練指導員	利用者の身体能力に応じた機能訓練業務を行います。
管理栄養士	利用者の身体に添った食事の提供指導を行います。
栄養士・調理員	利用者の給食業務を行います。
事務職員その他	適切な運営管理、事務業務その他を行います。

## 2. 従事者の員数及び勤務時間

職種	常勤換算	指定基準	勤務時間
管理者	特養施設長兼務	1名	8:30~17:30
看護・介護職員	7名以上	利用者3名に対し 1名	7:00~16:00 8:30~17:30 13:00~22:00 21:55~7:05 16:00~0:00 0:00~10:00
生活相談員	1名以上(特養兼務)	1名	8:30~17:30
機能訓練指導員	1名以上(特養兼務)	1名	8:30~17:30
管理栄養士	1名以上(特養兼務)	1名	8:30~17:30
事務職員その他	特養職員兼務	必要数	8:30~17:30

## 5 入居定員

- 戸数(ユニット数) 2ユニット
- 利用定員 15名 ぶどう8名 ひょうたん7名  
100名(ユニット型特養空床利用1個室ユニット(定員10名)×10ユニット)

## 6 居室・設備等の概要

### 1. 居室・設備等

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。空床型に入居される居室は併設特養のユニット型居室の空床利用となります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	15室	個室1ユニット8室、個室1ユニット7室
共同生活室(リビング)	2室	各ユニットに1室
浴室	2室	機械浴1室、個浴1室
トイレ	4室	各ユニットに2室
静養室	1室	共用
医務室	1室	共用
機能訓練室	1室	共用
調理室	1室	共用

### 2. 設備等の特記事項

上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務付けられている基準設備であり、上記設備の他に併設特養施設の地域交流ホール、洗面設備、理美容室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室面談室、ボランティアルームなどの多目的設備を完備しており、利用にあたって、利用者及び身元引受人に特別にご負担いただく費用の負担はありません。

### 3. 居室の変更

利用者又は身元引受人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や身元引受人と協議の上決定するものとします。

## 7 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	益城町・熊本市(東区)・嘉島町・御船町・西原村・菊陽町
------------	-----------------------------

※上記地域以外であっても、ご希望の方はご相談下さい。

## 8 サービスの内容

種類	内容
(介護予防) 短期入所生活介護計画の作成	当事業所でのサービスは、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づいて提供されます。この計画は計画担当介護支援専門員が担当し、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については文書により同意をいただきます。
食事	朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00 の時間帯を提供の目安とし、栄養ケア計画に基づき、入居者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 ※食事は原則としてリビングにて提供します。ただし、ご希望があれば、居室でも可能です。
入浴	一般浴槽のほか、寝たきりで座位の取れない方には特別浴槽で対応し、週に二回以上実施します。ただし、入居者の心身の状況に応じて清拭となる場合があります。
健康管理	嘱託医師や看護師が、健康管理を行います。
介護	(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づき、入浴・食事・排泄・レクリエーション活動などの日常生活の支援を行います。
機能訓練	利用者の心身の状況に応じて日常生活に必要な機能の回復、又は減退を防止するための機能訓練を実施します。
栄養管理	管理栄養士により栄養管理を行い、その他の職種と共同して、利用者毎の栄養ケア計画書を作成します。
相談・援助	利用者とそのご家族からのご相談に応じます。また、利用者の方の行政への申請手続き等について援助します。

## 9 施設利用にあたっての留意事項

食事	施設利用中の食事については、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ちこみはご遠慮いただきます。
来訪・面会	面会時間：8:30~19:00 ＊事情により時間外になる場合は事前にご相談ください。 ＊面会簿への記入をお願いします。
外出・外泊	＊外出や外泊の際は、事前に職員への連絡、届け出書へのご記入をお願いいたします。 ＊ご家族の付き添いをお願いいたします。又、期間中にお変わりがあった際は職員へお知らせください。 ＊外出、外泊中の施設外での病院への受診は、下記の「受診について」をご参照の上、緊急時を除き、施設への事前のご連絡をお願いいたします。
病院への受診について	医療機関への受診はご家族対応（送迎・付添い）となります。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙は原則できません。施設は敷地内禁煙となります。
施設内設備・備品	施設内の設備や備品については、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがありますので、ご注意ください。
貴重品や金銭の管理	施設への貴重品等（多額の金銭や通帳、実印等）のお持ち込みはご遠慮ください。やむをえず、持ち込まれる場合は自己責任となります。施設での責任は負いかねますので、ご了承ください。
食品の持込	飲食物について、保存の効くもので少量のおやつ等は預かりが可能ですが、衛生上、生ものはお断りしております。持ち込まれた食品の管理は、職員が行っております。 また、高血圧症や糖尿病等の疾患がある方は医師の許可が必要となりますので、居室などで食された場合等は、食べた物や量を職員にお知らせ下さい。
ペット	ペットの持ちこみや飼育は原則としてできませんのでご遠慮ください。

宗教活動・政治活動	施設内での、他の入居者やご家族、職員等に対する執拗な宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音や危険な行動等により他入居者やご家族、職員の迷惑となる行為はご遠慮ください。

## 10-1 事業所が提供するサービス利用料金

### 1. 利用料金

法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、法定代理受領サービスに該当しない場合は介護報酬告示上の額をお支払頂きます。

#### (1) 介護サービス料金（日額自己負担額1割）

介護サービス費（日額）	サービス利用料金	介護保険給付金	自己負担
ユニット型短期入所生活介護	要支援1	5,290円	4,761円
	要支援2	6,560円	5,904円
	要介護1	7,040円	6,336円
	要介護2	7,720円	6,948円
	要介護3	8,470円	7,623円
	要介護4	9,180円	8,262円
	要介護5	9,870円	8,883円

#### (2) 加算

送迎加算	184円/片道
療養食加算	8円/食
サービス提供体制強化加算	(I) 22円/日
機能訓練体制加算	12円/日
個別機能訓練加算	56円/日
看護体制加算	(I) 4円/日 (II) 8円/日
夜勤職員配置加算	(IV) 20円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
緊急短期入所受入加算	90円/日
医療連携強化加算	58円/日
看取り連携体制加算	64円/日
生産性向上推進体制加算	(I) 100円/月 (II) 10円/月
介護職員等処遇改善加算	合計単位数の 14.0%

※必ず全ての加算が必要になるとは限りません。

※自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載された割合でご負担いただきます。

### (3) 居住費・食費(日額)

居住費、食費に係る費用については、基本的に全額が自己負担となります。但し、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が自己負担額となり、差額分は補足給付として介護保険から給付されます。

食費（1日当たり） 1,640円

※基本の食事代 朝450円 昼590円 夕600円 別途おやつ1日80円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

※利用当日のキャンセルの場合、キャンセル当日分の食費をご負担いただきます。

居住費（1日当たり）

・個室 2,066円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限になります。)

### 2. 要介護（要支援）が未認定等の場合

利用者がまだ要介護（要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。但し、要介護（要支援）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償

還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。利用者に提供する食事の材料にかかる費用は別途頂きます。

### 3. 介護保険給付額の変更

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

### 4. その他の利用料金 (以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。)

#### (1) 家電製品の持込み・電気使用料金につきましては下記表記内容にて個人負担となります。

製品名	持込み・使用料金 (30日あたり)	備考
電気製品 (1点につき)	30円 (日額) = 900円 (月額)	使用・待機料金を含む

※上記以外の家電製品の持込み・使用料金につきましては、お気軽に尋ね下さい。

#### (2) 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。利用料金は1枚につき10円となります。

#### (3) クラブ活動

利用者の希望により、個人的なクラブ活動(書道・絵手紙教室等)に参加して頂くことができます。各クラブ活動に係る材料費用はご利用者の実費負担となります。

#### (4) 残置物の処分

利用者の希望に基づいて、残置物の処分を本施設が行った場合は、1回の処分につき10,000円を負担いただきます。

### 5. 利用料金等の変更

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2日前までにご説明します。

### 6. 利用料金のお支払い方法

個人の負担となる利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し当該ご利用月の翌月15日までにご請求しますので請求月の末日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1) 下記口座への振り込み (振込手数料は利用者の負担となります。)

肥後銀行 木山支店 普通口座 口座番号 1319986

口座名義 ひろやす荘短期入所生活介護事業所 管理者 永田恭子

(2) 金融機関口座からの自動引き落し (引落手数料は事業所の負担となります。)

すべての金融機関から引落が可能です。

## 10-2 事業所が提供する私的利用サービスを利用される場合の料金

### (1) 私的サービス利用料金 (1日あたり)

利用料金は、0時から24時までを1単位とし、1単位あたり下記の額をお支払い下さい。

項目	要支援1~2	要介護1~要介護5
利用料金 (負担額)		7,500円

※電気製品の持ち込み等による使用料は上記料金に含みます。

## 11 協力医療機関

医療を必要とする場合、利用者等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
東熊本第二病院	内科・皮膚科・循環器科等	熊本県菊池郡菊陽町辛川1923-1	TEL096-232-3939
やけいし歯科	歯科	熊本県上益城郡益城町福富704	TEL096-286-7588
健軍桜木眼科	眼科	熊本市東区桜木1-1-20	TEL096-365-2200
帶山中央病院	内科・糖尿病内科・整形外科等	熊本市中央区帶山4-5-18	TEL096-382-6111
くわみず病院	内科・消化器科・外科等	熊本市中央区神水1-14-41	TEL096-381-2248
共愛歯科医院	歯科	熊本県上益城郡益城町安永772-4	TEL096-286-2277

## 12 非常災害・感染症対策

防火管理者、火元責任者は、火災危険防止のため自主的に点検を行います。下記の設備の保持と計画的に防火教育、消防訓練を実施し、非常災害時に対応します。

また、管理者は、非常災害・感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等の作成、研修、シミュレーションを実施します。

### 1. 防火設備

スプリンクラー設備、火災通報装置、火災通報専用電話機、火災受診盤、消火器、誘導灯等を設置、カーテン等も防炎性のあるものを使用しています。

### 2. 防災訓練

年2回以上、昼間及び夜間を想定した火災避難訓練を実施します。その他地震時避難訓練及び災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 13 身体拘束防止・虐待防止

### 1. 身体拘束

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を介護記録に記載することとします。又、事業所において玄関は夜間の時間帯以外は常時解錠しておりますが、防犯対策及び利用者の生命の安全確保の面から、居室窓またはその他玄関以外の窓に施錠をさせていただく場合がありますのでご理解、ご了承下さい。

### 2. 虐待防止

利用者の人権擁護・虐待防止等のために次に掲げる必要な措置を講じます。

(1)研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

(2)個別支援計画に基づき適切な支援の実施に努めます。

(3)従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4)虐待の発生又はその再発を防止するため指針を整備し、管理者により定期的に委員会を開催します。

(5)本事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者（ご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係市町村に通報するものとします。

## 14 事故発生時、緊急時の対応

1. 当事業所が行うサービス（介護予防を含む）の提供により事故が発生した場合には、担当職員が速やかに当該市町村、利用者のご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

2. 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には速やかに主治の医師、又は予め事業所が定めた協力医療機関並びに利用者の家族に連絡を行う等の措置を講じます。

## 15 秘密保持と個人情報保護

(1)事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(2)事業所は、従事者であったものが、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(3)事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者のご家族の個人情報を用いる場合には当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

## 16 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

17 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	ひろやす荘（介護予防）・ユニット型（介護予防）短期入所生活介護事業所			
提供するサービス種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス			
措置の概要				
1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者の設置状況				
窓口設置場所	事業所電話	096-286-4192		
苦情受付担当者	介護支援専門員	村山英美子		
窓口開設時間	9:00～17:00			
苦情解決責任者	施設長	永田恭子		
第三者委員	牛島 一新	090-1089-9700		
	徳山 秀人	090-3077-8967		
ご意見箱設置	事業所内に設置しています。			
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順				
(1)	担当者が苦情処理台帳を作成いたします。			
(2)	担当者が苦情についての事実確認を行います。			
(3)	担当者が苦情処理方法を記載し、管理者が内容を把握します。			
(4)	管理者が苦情処理について市町村・家族・担当の介護支援専門員等との連携、調整を行います。 必要に応じて委員会を開催し解決に向けた協議をします。			
(5)	苦情処理方法及び改善内容について利用者にご説明・確認を行います。			
(6)	苦情処理は原則として1日以内に行います。			
(7)	苦情処理についての成果等を台帳に記録し保管いたします。			
3 その他の参考事項				
(1)	サービス提供に関する情報交換、及び情報提供を行うため、益城町健康保険課（介護保険担当）が設置する「サービス調整チーム」へ積極的に参加します。			
(2)	相互の情報交換、サービス内容の評価、利用者からの意見反映等の場として家族会会議を開催いたします。			
(3)	当事業所が行うサービスに対する苦情については、当事業所で責任を持って対応しますが、利用者及びその家族の方は下記の公的機関（市町村等）への申し立てもできますので、希望される場合には必要な協力をいたします。			
(4)	当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合が行う調査等に協力し、改善等の指示を受けた場合は、速やかに改善します。			
(5)	苦情又は相談内容が損害賠償を生じるものである場合は速やかに賠償します。			
(6)	検討結果について、利用者の納得が得られず、利用者が他の事業所を選択する場合は必要な協力をいたします。			
(7)	サービスの第三者評価の実施状況については、令和3年度以降実施しておりません。			
4 公的機関の苦情相談窓口				
熊本県国民健康保険団体連合会	熊本市東区健軍2-4-10	TEL 096-214-1101		
熊本県高齢支援課	熊本市中央区水前寺6-18-1	TEL 096-333-2219		
益城町役場健康保険課	熊本県上益城郡益城町宮園702	TEL 096-286-3114		
熊本市役所介護保険課	熊本市中央区手取本町1-1	TEL 096-328-2111		
嘉島町役場福祉課	熊本県上益城郡嘉島町上島530	TEL 096-237-1111		
御船町役場福祉課	熊本県上益城郡御船町御船995-1	TEL 096-282-1111		
西原村役場保健衛生課	熊本県阿蘇郡西原村小森3259	TEL 096-279-3111		
菊陽町役場介護保険課	熊本県菊池郡菊陽町久保田2800	TEL 096-232-4911		

当事業者は、ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、ユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容を説明しました。

令和 年 月 日

事業所名 ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所  
(事業所番号) 4372801714

事業者名 社会福祉法人 慈光会  
理事長 永田啓朗 印

説明者 職名 氏名 印

私は、ユニット型ひろやす荘（介護予防）短期入所生活介護事業所を利用するにあたり、ユニット型（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用契約書及び重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解し同意した上で、本書を2通作成し、お互いに保有することとします。

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： )

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： )